

議 題 目 次

I 各市提出議題

- 1 地方の鉄道事業者への支援制度の拡充について (松本市)
- 2 テレビ難視聴地域解消事業補助金の交付について (長野市)
- 3 医療保険者の特定健康診査実施率に応じた後期高齢者医療支援金の加算の撤廃について (千曲市)
- 4 県の中小企業融資制度資金における市町村保証料負担の軽減 (飯田市)
- 5 公共下水道事業・農業集落排水事業の統合制度の創設について (上田市)
- 6 建築基準法一部改正による既存建物と新增築部分の別棟扱いについて (安曇野市)

I 各市提出議題

<p>件名</p>	<p>1 地方の鉄道事業者への支援制度の拡充について (松本市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>超少子・高齢型人口減少時代への対応として、地域公共交通網の充実が地方公共団体等にとって重要な課題であるが、その一翼を担う鉄道・バス事業者の経営は極めて厳しい状況にあり、国・地方公共団体等による効果的な支援が急務となっている。</p> <p>鉄道事業の維持・改善の支援策として、国は、従来の「鉄道軌道近代化設備整備費補助」を「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」に名称を改め、一部補助率の上乗せなど制度の拡充を行うこととしているが、従前の支援内容は継承され、国庫補助金額の下限1,000万円の規定も継続されることから、国及び県に対し、補助金額の下限の引き下げにより、地方における中小の鉄道事業者が、この制度を活用した設備整備が可能となるよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>本市では、債務超過に陥ったアルピコグループの松本電気鉄道(株)が、バス事業の他に、松本駅と波田町新島々駅を結ぶ上高地線の鉄道事業を行っている。</p> <p>上高地線は、これからの地域公共交通の根幹として重要な役割があり、安全・安定運行に不可欠な橋梁整備、通信設備の改良などを、計画的に進めていく必要がある。</p> <p>これらの支援としての鉄道軌道輸送高度化事業費補助は、県・市町村による国と同額補助を規定する一方で、国の補助金額に下限を定めている。</p> <p>このため、鉄道事業者は一定額以上の自己資金を確保しないと、この制度を活用できないことから、補助金の下限の引き下げにより、鉄道事業者の経営状況に応じた計画的な設備整備の実現が図れるよう要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>1 現状</p> <p>一般的な国庫補助率は対象経費の2/10以内、地方公共団体も同額補助(長野県1/10・市町村1/10)とし、国庫補助金1,000万円以上が対象</p> <p>2 課題</p> <p>鉄道事業者は、補助残6/10に相当する3,000万円以上の自己資金の確保が必要となり、助成制度を活用するには大きな課題(負担)となっている。</p> <p>県内対象事業者：松本電鉄(株)、しなの鉄道(株)、長野電鉄(株)、上田電鉄(株)</p>
<p>関係法令</p>	<p>従前の制度：鉄道軌道近代化設備整備費補助要綱 (平成19年3月29日改正 国鉄財第260号)</p> <p>現在の制度：鉄道軌道輸送高度化事業費補助要綱 (平成20年4月1日)</p>

<p>件名</p>	<p>2 テレビ難視聴地域解消事業補助金の交付について (長野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>県は、平成7年9月11日付けの総務部長通知で、テレビ難視聴地域解消補助事業のうち、テレビ共同受信施設設置事業については、平成8年度から予算対応を行わないとしているが、県はこの通知を撤回し、早期に予算化を図るとともに、共同受信施設のデジタル化改修に対して強力に支援されることを要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>県内の中山間地においては、地形的条件でテレビ電波を受信しにくい、いわゆるテレビ難視聴地域が多く、共同受信施設を設置してテレビ放送を視聴しているが、現時点で地上デジタル放送を受信できる施設は少なく、多くの共同受信施設は平成23年のアナログ放送終了時までにデジタル化へ改修する必要がある。</p> <p>共同受信施設のデジタル化への改修は、共聴組合にとっては大きな財政負担を強いられることから、デジタル化へのスムーズな移行を促進するためにも、県は予算対応を行わないとした総務部長通知を撤回するとともに、共同受信施設のデジタル化改修に対して県も強力に支援していただきたい。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>平成23年7月24日とされるアナログ放送終了時までには、地上デジタル放送に対応したテレビ受信施設の改修が完了している必要がある。</p> <p>国は、平成19年度に辺地共聴施設整備に対する補助制度を創設したが、有線共聴施設の場合の事業主体は市町村とされており、共聴組合は対象外であったため、長野県市長会から長野県に対し、共聴組合も対象とするよう国へ働きかけることを要望した。</p> <p>この結果、平成20年度から共聴組合が事業主体となる有線共聴施設整備についても補助対象となり、実態に即した制度に改善された。</p> <p>なお、共同受信施設のうち、NHKが設置した施設については、NHKが責任を持って改修することとなっている。</p>
<p>関係法令</p>	<p>地域情報通信基盤整備推進交付金要綱（総務省） テレビ難視聴地域解消事業補助金交付要綱（長野県）</p>

<p>件名</p>	<p>3 医療保険者の特定健康診査実施率に応じた後期高齢者医療支援金の加算の撤廃について (千曲市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>国は国民健康保険者の脆弱な財政に配慮し、「高齢者の医療の確保に関する法律第 120 条第 2 項及び同法第 121 条第 2 項」で定められている特定健康診査実施率による後期高齢者医療支援金の加算については行わないよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>国では、平成 20 年度から医療保険者の責任において、特定健康診査及び特定保健指導の事業実施を義務付けし、「特定健康診査等基本指針(案)」において、市町村国保の特定健康診査の実施率を 65%に設定したが、現状の実施率からすると達成は難しい状況である。平成 22 年度には目標の見直しが予定されているが、平成 25 年度には目標達成に応じ最大で 10%の加算・減算を行うこととしている。</p> <p>国民健康保険の財政状況は今でも非常に厳しい状況であるにもかかわらず、後期高齢者医療支援金の加算をされるとさらに状況は悪化することが予想されることから、特定健康診査実施率に応じた後期高齢者医療支援金の加算については撤廃を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>平成 18 年度国保被保険者 40 歳～74 歳の受診者数は 2,275 人で、受診率は 19.0% (男性 16.6%、女性 21.2%) でした。年代で見ると、40 歳～64 歳は 17.8%、65 歳～74 歳は 20.3%でした。平成 25 年度の特定健康診査の実施率 65%では、7,159 人の実施となり、現状の 3 倍強の実施が必要となる状況である。</p> <p>今後、健診の実施機関や特定保健指導に係る人員確保、国保以外の市民に対する健診についても課題となり、十分な対応が困難な状況も考えられる。</p>
<p>関係法令</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条第 2 項 高齢者の医療の確保に関する法律第 120 条第 2 項 高齢者の医療の確保に関する法律第 121 条第 2 項 国民健康保険法第 72 条の 5</p>

<p>件名</p>	<p>4 県の中小企業融資制度資金における市町村保証料負担の軽減 (飯田市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>県の中小企業融資保証料補給金制度において、市の保証料負担を軽減されたい。</p>
<p>提案理由</p>	<p>県の中小企業融資保証料補給金制度において、当該中小企業が保証料の補給を受けるには、当該中小企業の存する市町村が県と同額の負担について同意することが条件となっている。 財政状況が厳しさを増す中、市の保証料負担が軽減されれば、限られた予算で広く多くの方に制度資金を利用していただくことができる。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>(現況) 県制度資金の保証料補給金状況 ・平成 17 年度 85,264 千円 (融資額 526 件 5,507,100 千円) ・平成 18 年度 108,575 千円 (融資額 600 件 6,445,360 千円) (課題) 市の財政上の負担が重くなっている。 財政状況等により市が負担できない場合も出てくる。</p>
<p>関係法令</p>	<p>長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱 (平成 15 年 3 月 31 日付 14 産振第 608 号)</p>

<p>件名</p>	<p>5 公共下水道事業・農業集落排水事業の統合制度の創設について (上田市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>公共下水道による集約処理においては放流水質レベルが高く、公共用水域のさらなる環境改善につながり、また、経営基盤強化の観点からも望ましい施策であることから、既存の農業集落排水施設を公共下水道に統合するために必要な国庫補助制度の創設、廃止する施設に係る補助金返還免除、これに関する省庁を超えた統合制度の創設を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>合併市町村においては、複数の農業集落排水と公共下水道の汚水処理施設を管理運営せざるを得ないことから、事業体の経営に支障をきたしている。 このため、農業集落排水施設を公共下水道に統合し、スケールメリットを生み出すことによって、さらなる効率的な施設管理や経営改善が可能である。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>現在、農業集落排水施設を公共下水道に統合するには、廃止する施設の再利用を地域再生計画に位置付ける必要があり、地域再生を進めるための政策としての計画でなくてはならない。 市町村合併によって、公共下水道事業のほかに農業集落排水事業など複数の汚水処理施設を管理運営する事業体においては、この制度を十分に活用することは困難であり、既存の施設に係る管理費等の増加や、廃止する施設の整備にかかった補助金返還、施設の跡地利用などが課題となっている。</p> <p>上田市の現況</p> <p>公共下水道処理場 7 処理場（上田 3・丸子 2・真田 2） 農業集落排水処理場 27 処理場（上田 18・丸子 3・真田 3・武石 3） * 農集処理場 上田地区でH20～21に下組地区と下之郷を統合予定</p>
<p>関係法令</p>	<p>下水道法 都市計画法 浄化槽法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 地方財政法 地方交付税法等の一部を改正する法 農村整備事業統合補助金交付要綱</p>

<p>件名</p>	<p>6 建築基準法一部改正による既存建物と新增築部分の別棟扱い (安曇野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>平成19年6月20日施行された建築基準法の一部改正により、既存建物と新增築建物との接続工事が認められない事態となっている。 従来どおり、棟と棟との接続部に EXP. J (エキスパンション・ジョイント) を使用することで別棟として取り扱うことなど、法改正の運用緩和措置について、国へ働きかけをするよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>改正建築基準法により、既存建物床面積の1/2以上の増築の場合、既存建物の構造を現行構造基準に適合させなければならない。この基準に適合しないときは、新增築部分を接続できないため支障をきたしている。 [例]棟同士を離すため、既存棟2階から新增築棟2階へ移動できない。(2以上の階で渡り廊下が造れない。)</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>安曇野市交流学習センターのひとつである「豊科交流学習センター」は、現豊科近代美術館を、内外から認められる規模・内容のある安曇野市の「基幹美術館」とし、そこに併設する図書館(分館)についても一般的な図書機能に加え、美術館が収集した図録等も活用した特色を持った図書館として整備することとなった。このため既存の豊科近代美術館に図書館を接続して増築する計画である。 しかし、増築部分の面積が、既存建物床面積の1/2以上となるため、建築基準法改正により2つの建物を接続することができない状態である。 現在、国や県の動向を注視しながら今後の展開を模索しており、いまだに実施設計業務へ移行できない状況にある。従来であれば、EXP. J (エキスパンション・ジョイント) により、棟同士を接合でき、既存美術館2階と増築2階の市民ギャラリーや収蔵庫等と一体利用することができれば、市を代表する基幹美術館としての機能をさらに高め、利用促進につながる。</p>
<p>関係法令</p>	<p>建築基準法 建築基準法施行令 建築基準法施行規則 建築基準法施行細則 告示</p>